

平成26年1月15日

保健所設置市薬務主管課長 殿

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の訂正について

このことについて、平成26年1月7日付けで厚生労働省医薬食品局安全対策課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。
なお、関係団体には、別途通知済みです。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

(要旨)

平成17年度から実施している重篤副作用総合対策事業において、悪性症候群の「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の内容に訂正があった。

*通知済み関係団体

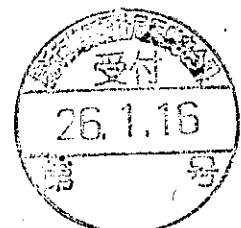
(公社) 神奈川県医師会
(一社) 神奈川県歯科医師会
(公社) 神奈川県薬剤師会
(公社) 神奈川県病院協会
(一社) 神奈川県精神科病院協会
(公社) 神奈川県病院薬剤師会
神奈川県製薬協会
神奈川県医薬品卸業協会

問い合わせ先

薬事指導グループ 上野

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直通)



事務連絡
平成26年1月7日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の訂正について

平成17年度から実施している重篤副作用総合対策事業において、悪性症候群の「重篤副作用疾患別対応マニュアル」が取りまとめられているところですが、今般、下記のとおり誤記があったことから、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/11/tp1122-1.html>）及び医薬品医療機器情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）に訂正版を掲載しましたので、お知らせします。

記

正誤表

正誤箇所	誤	正
重篤副作用疾患別対応マニュアル「悪性症候群」 P15	表3. Caroff らの悪性症候群診断基準 以下のうち、3項目を満たせば確定診断	表3. Caroff らの悪性症候群診断基準 以下5項目全てを満たせば確定診断

